地域で環境にやさしい農業に取り組む皆さまへ

日本型直接支払制度のうち 環境保全型農業直接支払交付金

平成27年度から

「<u>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」</u> に基づく安定的な制度となります

みんなで環境にやさしい農業をやってみよう!



営農活動を通じて地域内の生物を守りましょう!

化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行います

支援の内容

化学肥料、化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援を行います。

	対象取組	支援単価 (国と地方の合計)		
全国共通取組	カバークロップ(緑肥)の作付け	8,000円/10a		
	堆肥の施用 [※]	4,400円/10a		
	有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)		
地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して 支援の対象とする取組 ※対象取組や支援単価は、承認を受けた都道府県により異なります。 3,000円~8,000円 /10a				

※堆肥の施用とは、「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」の取組。





5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥の作付けや堆肥を施用する取組 ※ 支援の対象となるためには、堆肥のC/N比が10以上であること等の要件があります。

農地に還元されたカバークロップ(緑肥)や堆肥の一部が土壌有機炭素となり、 土壌中に貯留され、地球温暖化防止に貢献します。



「化学肥料・農薬を使用しない取組 `



※IPMとは、総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵(生物的防除)等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への 負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術

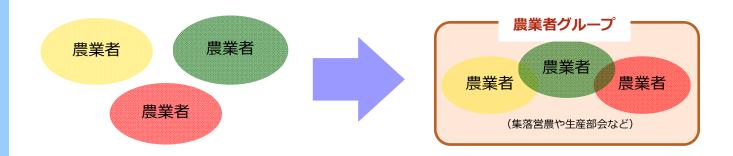
地域特認取組 (例)

農薬を使用しない又は低減することや、農薬の削減と冬期湛水等の水管理を組合わせることで生物の個体数が増加することが報告されています。

26年度からの変更点①

法律に基づく制度となり、グループでの申請になります!

○多面的機能発揮促進法に基づき、農業者グループでの申請が基本になります。 (※個人の農業者も一定の条件を満たし市町村が認める場合は申請は可能です)



26年度からの変更点②

支援を充実・申請書類を簡素化します!

- ○「エコファーマーの認定を受けている方」のほか、<u>「都道府県の特別栽培農産物</u> 認証等の認証を取得している方」も対象になります!
 - エコファーマー認定を受けていない方でも同等と認められる活動をしている場合に対象 になります。
 - ・有機農業に取り組む農業者、都道府県の特別栽培農産物認証等を取得している農業者
 - ・共同販売経理を行う集落営農、導入指針が定められていない主作物を生産する農業者
 - ○農業者の皆さんの申請·支払時の手続きが簡単になります!
 - ・生産記録の提出が特別栽培農産物認証等への提出書類でも可能となります。
 - ・申請様式をチェック方式の記載に変更します。
- ○複数の取組を行った場合にも支援します!
 - 1つのほ場で複数の活動を組み合わせて実施する場合に、<u>2取組目まで</u> 支援を実施します。

<取組の例>

- ・**堆肥の施用**を行った上で、水稲を栽培し、その後に**冬期湛水管理**を実施した場合
- ・小松菜(有機農業)を栽培した後に、ほうれん草(有機農業)を栽培した場合
- ※対象となる組み合わせは都道府県により異なりますので、都道府県、市町村にお問い 合わせください。
- ※支援単価は各対象取組の合計(最大16,000円/10a)になります。

- ①環境保全型農業に関心がある農業者等で集まって農業者グループを作ります。
 - ※規約を作成して構成員名簿、推進活動の実施、交付金の使いみちの決定方法を定める 必要があります。
- ②グループの構成員が取り組む営農活動(カバークロップの作付けなど)や 地域で環境保全型農業の取組を広げる活動(推進活動)を決めてください。

申請の手続き

- 5年間の事業計画と営農活動計画書 初年度のみ 1
 - ・グループの構成員が取り組む営農活動の合計面積やグループとして取り組む推進 活動(勉強会の開催等)の計画を記載します。(提出期限:27年8月末まで)
- 交付申請書| 毎年度 |※提出時期は市町村で異なります。 ・交付金の交付を受けるために、グループが交付を受ける予定の金額を記載します。

支援対象となる営農活動を行います。 (カバークロップの作付け、堆肥の施用、有機農業等)

- 実施状況報告書(取組終了から1ヶ月間もしくは1月末まで)
- ・グループの構成員ごとに取り組んだ面積やグループとして取り組んだ推進活動 を記載して、必要書類(生産記録等)をまとめて提出します。
- ※27年度中(28年3月末まで)に取組が終わる予定のものも提出してください。
- 実績報告書

3

4

(5)

・交付金の使いみちを記載します。 ※交付金の使いみちは、グループの規約に基づいて決定してください。

> 都道府県や市町村が取組内容を確認後、 3 月末までに交付金が支払われます。

営農活動実績報告書(提出期限:28年4月末まで)

・実施状況報告からの変更内容を記載して提出します。

問い合わせ先

地域	問い合わせ先	電話番号	地域	問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所 農政推進課	011-642-5473	近畿	近畿農政局 生産技術環境課	075-414-9722
東北	東北農政局生産技術環境課	022-221-6214	中国四国	中国四国農政局 生産技術環境課	086-224-4511
関東	関東農政局 生産技術環境課	048-740-0067	九州	九州農政局 生産技術環境課	096-211-9591
北陸	北陸農政局 生産技術環境課	076-232-4131	沖縄	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海	東海農政局 生産技術環境課	052-746-1313	農林水産省生産局農業環境対策課		03-6744-0499

※ 環境保全型農業直接支払交付金の要綱・要領、申請様式、詳細なパンフレットは環境保全型農業直接 支払交付金のホームページ(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou chokubarai/mainp.html)に 掲載していますのでご覧ください。本パンフレットについて不明な点がありましたら上記の問い合わせ先に お問い合わせください。

また、取組を行う上での詳細な要件等は、取組を行うほ場が所在する市町村にご確認ください。

